

日行連発第1919号
令和4年3月30日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

社会福祉連携推進法人制度の施行について（周知）

厚生労働省において、令和4年4月より、社会福祉連携推進法人制度が施行されます。社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人を始めとした複数の福祉サービス事業者が連携・協働し、地域特性に応じた新たなサービスの創出や、福祉人材の育成・確保、物資調達の共同化など、個々の法人の経営を支援するための業務を行う新たな法人制度です。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

本件については、月刊日本行政4月号に記事を掲載するほか、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各单位会におかれましても、会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

・社会福祉連携推進法人制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

以上